

## 船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第4号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年1月13日 23時50分ごろ	
発生場所	広島県尾道糸崎港 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位302° 950m付近 (概位 北緯34°24.3′ 東経133°14.3′)	
事故等調査の経過	平成22年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 栄興丸、198トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134863、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材約647トンを積載し、船首約3.00m船尾約3.50mの喫水で、尾道糸崎港内を7.0～7.5ノットの速力で北進中、平成22年1月13日23時50分ごろ浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尾道糸崎港内を北進中、航行方向の左方に存在する浅所との距離を確認せず、本船の前路を左方に通過する漁船を避けようとして左転したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が尾道糸崎港内を北進中、船長が、他船を避けようとして浅所との距離を確認せずに左転したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	